

森づくり活動の評価による「企業の森」の推進について

企業のCSR活動としての森づくりへの関心の高まりを背景に、県内では30箇所の企業、団体の森が設定されている。(H20.10月末現在)
県では、H18に企業の森推進事業、H19からは「やまなし森づくりコミッション」の設立、活動支援等により企業の森を推進している。(H18以降に設置された企業の森 = 17箇所)

企業の支援により森林を整備することで、

- ・ 森林所有者 = 資金、人手不足により手入れができない森林の整備
- ・ 県、市町村 = 地球温暖化防止、水源かん養、県土保全等、森林のもつ公益的機能の確保
- ・ 地域 = 森林組合等への作業委託による就労の場の確保や企業との交流による地域活性化
- ・ 企業 = 企業イメージのアップ、広告宣伝、社員の環境教育、研修の場として活用

など、それぞれにメリットがあることから、他県においても積極的に取り組みを進めている。

今後、県内の企業の森を一層促進していくため、本県独自の評価・認証制度を検討した。

「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」の概要

趣旨

県内で森づくり活動を行う企業、団体の森づくり活動によるCO₂吸収量を認証することにより、企業、団体の森づくりへの参加を促進する。
より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とする。

認証対象者

認証対象者は、森林所有者と森林整備に関する協定等を締結し県内で森づくり活動を行う企業、団体

認証対象事業

認証対象となる事業は、協定に基づき実施する植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐等

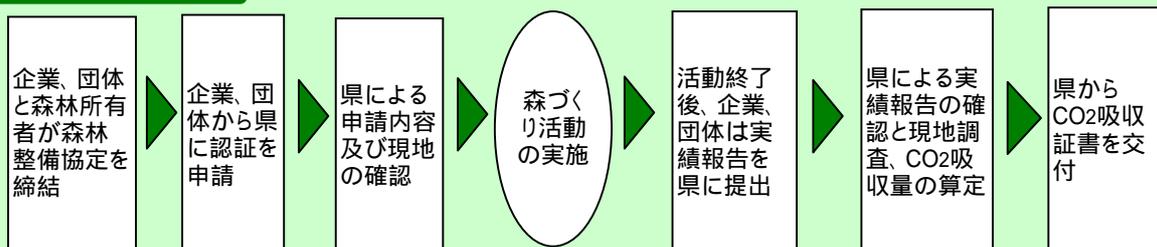
認証対象森林及び面積

認証対象森林は、対象者による森づくり活動が行われている森林
対象面積は、当該年度に対象事業を行った面積

認証の期間

認証は1年間の吸収量について行う。

認証の手続き等



CO2吸収量の算定

認証するCO2の吸収量は、蓄積変化法により算定する。

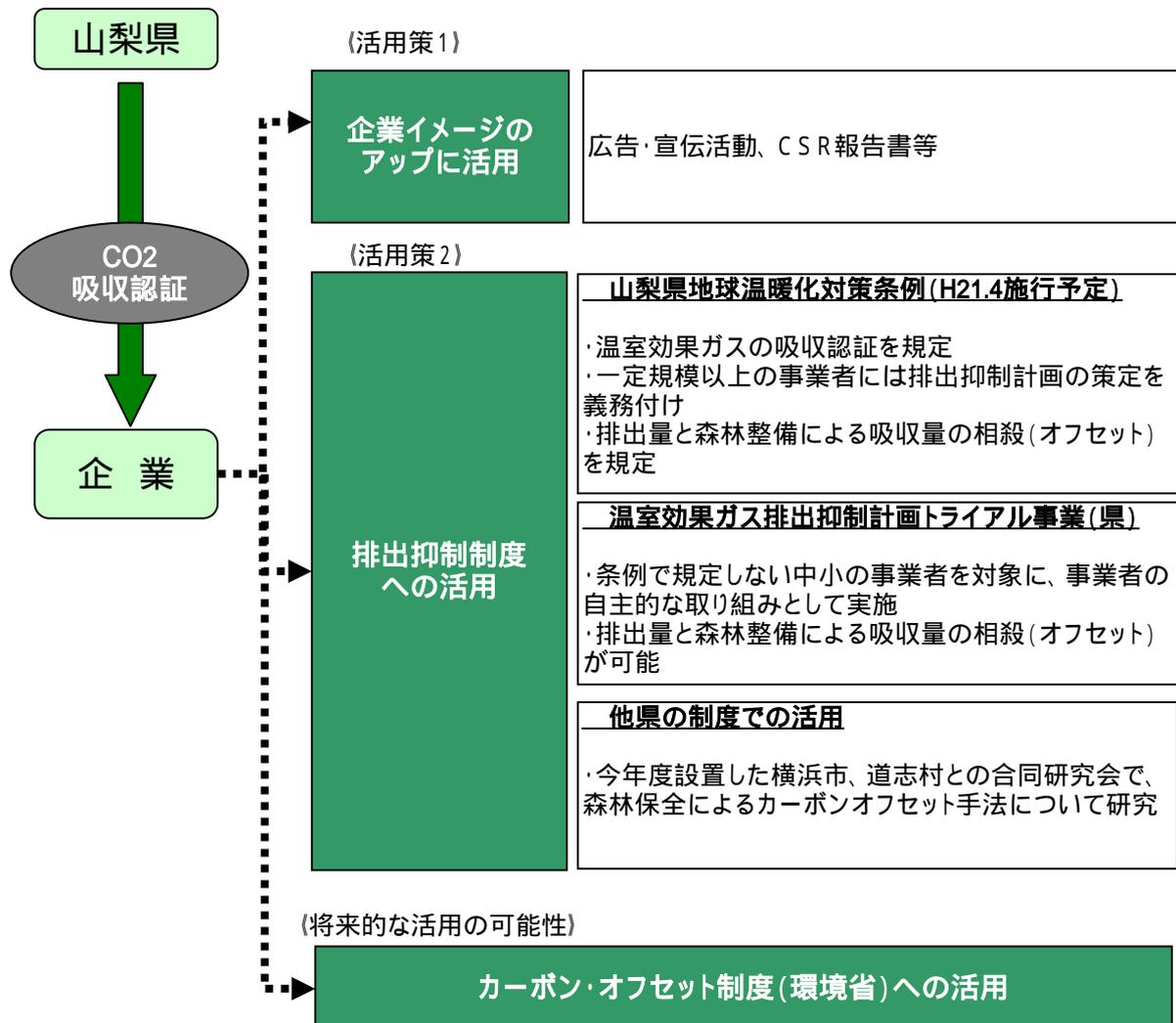
証書の交付

証書には、対象者、対象森林、対象事業、対象面積、実施期間、CO2吸収量を記載
交付された証書を第3者に販売又は譲渡することはできない。
証書の発行手数料は無料

広告・宣伝への利用

証書の内容は広報宣伝活動に利用することが可能
他の制度、計画等が、この制度の認証を活用することは可能

認証の活用について



やまなしの森づくり・CO₂ 吸収認証制度実施要領

平成20年12月1日 み自第1740号

第1 趣旨

この要領は、山梨県内における企業、団体の森づくりへの参加を促進するとともに、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とするために実施する CO₂ 吸収量の認証について必要な事項を定める。

第2 認証対象者

CO₂ 吸収認証の対象者は、森林所有者と森林整備に関する協定等(以下「協定」という。)を締結し、県内で計画的に森づくり活動を行う企業、団体(以下「対象者」という。)とする。

第3 認証対象事業

CO₂ 吸収認証の対象となる事業は、協定に基づき実施する植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐等(以下「対象事業」という。)とする。

第4 認証対象森林及び面積

CO₂ 吸収認証の対象とする森林は、対象者による森づくり活動が行われている森林(以下「対象森林」という。)とし、認証対象面積は、当該年度に対象事業を行った面積(以下「対象面積」という。)とする。

第5 認証の期間

CO₂ 吸収認証は、1年間の吸収量について行う。

第6 吸収量の算定

認証する CO₂ 吸収量は、蓄積変化法により算定することとし、算定方法については別に定める。

第7 認証の手続き等

- (1) 認証を受けようとする対象者は、対象事業を実施する1ヶ月前までに、県に対して CO₂ 吸収認証の申請(別紙様式1)を行う。
- (2) 県は、認証申請の内容を確認するとともに、対象森林、対象面積について現地での確認を行う。
- (3) 認証の申請を行った対象者は対象事業終了後、県に実績報告書(別紙様式2)を

提出する。

- (4) 県は、実績報告の内容を確認するとともに、対象森林、対象面積について現地での確認を行った後、CO₂ 吸収量を算出し、認証の可否及び認証する CO₂ 吸収量を決定のうえ証書を交付する。

第8 証書の交付

- (1) 証書の様式は別途定める。
- (2) 証書の記載内容は、対象者、対象森林(森林の名称)、対象事業、対象面積、対象事業実施期間、CO₂ 吸収量とする。
- (3) 県は、対象者に証書を交付したときは、対象者が協定を締結した関係者に、その内容を通知する。
- (4) 対象者は、交付された証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。
- (5) 証書の発行手数料は無料とする。

第9 広告・宣伝への利用

対象者は、証書の内容を広く広報宣伝活動に利用することができる。
なお、他の制度、計画等が、この制度の認証を活用することを妨げない。

第10 その他

この要領に定めのないものについては、別途、知事が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 (住所)
(代表者氏名)

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証申請書

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度実施要領第7に基づき、森づくり活動によるCO₂吸収量の認証を申請します。

- 1 森林の位置(森林の名称)
- 2 活動事業の内容
- 3 活動実施面積
- 4 活動実施予定期間
- 5 添付書類
森林位置図、活動計画書、現地状況写真

(様式2)

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 (住所)
(代表者氏名)

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証実績報告書

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度実施要領第7に基づき、平成 年
月 日付けで申請した認証対象事業について、以下のとおり実績を報告します。

- 1 森林の位置(森林の名称)
- 2 活動事業の内容
- 3 活動実施面積
- 4 活動実施年月日
- 5 添付書類
森林位置図、活動計画書、現地状況写真